

独立行政法人労働政策研究・研修機構行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 行動計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 育児・介護を行う職員の仕事と家庭生活の両立のため、始業・終業時刻をより柔軟に設定する。

<対策>

- ・育児・介護のため部分休業を取得している職員が取得可能なフレックス制度を導入する。

目標2 職員の子どもが、親が働いているところを実際にみることができ職場見学を実施する。

<対策>

- ・職場見学日を設け、併せて子ども向けのセミナー（労働法、キャリア教育等）を開催する。

目標3 毎年、両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- ・毎年6月末までに前年度における両立支援制度利用状況を労働者代表に報告する。
- ・改善点把握のため制度利用者にアンケートを実施する。

目標4 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- ・有給休暇の取得状況を毎月会議体で報告を行う。
- ・広報誌やメールで有給休暇取得促進キャンペーンを行う

目標5 ワークライフバランスに配慮するため、勤務後に誰もが十分な休息をとれるようにする。

<対策>

- ・勤務間インターバル制度を導入する。

目標6 所定外労働の削減に努める。

<対策>

- ・所定外労働の実績を労働者代表に報告するとともに、実績を踏まえた削減方策を検討し実施する。